

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月二十八日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二号

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

第一条 職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二公安職給料表の表五級の部警察本部の項中第二十二号を第二十三号とし、第六号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 犯罪情報官

別表第一の二公安職給料表の表七級の部警察本部の項第二十七号を次のように改める。

二十七 総括情報官

別表第一の二公安職給料表の表七級の部警察本部の項中第三十九号を第四十号とし、第三十号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 保護対策官

別表第一の二公安職給料表の表七級の部警察学校の項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二条 職務の級の分類に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一の二公安職給料表の表七級の部警察本部の項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 サイバーセキュリティ対策官

別表第一の二公安職給料表の表七級の部警察本部の項中第三十八号を削り、第三十七号を第三十八号とし、第十九号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 サイバーセキュリティ戦略推進室長

附則

この人事委員会規則中第一条の規定は平成三十一年三月十一日から、第二条の規定は平成三十一年四月一日から施行する。